| 三重県環境管理マニュアル | | 章 | 1. |
|--------------|----------------------------|-----|------------------|
| 表題 | 制定の目的・適用範囲 <u>(第 23 版)</u> | 制定日 | 平成 11 年 10 月 1 日 |
| | | 改定日 | 平成 23 年 9月 30 日 |

1. 制定の目的及び適用範囲

1.1 制定の目的

本環境管理マニュアル(以下「マニュアル」という。)は、三重県庁が、社会経済的ニーズとのバランスの中で、循環を基調とし、人と自然が共にある環境の保全と創造に向けた継続的な改善に取り組むため、IS014001:2004及びJISQ14001:2004の要求事項に基づき確立し、維持する環境マネジメントシステムに関して包括的に記述する文書である。

1.2 適用範囲

本マニュアルは、次の対象区域における対象組織の事務活動及び事務事業(以下「事務事業活動」という。)から発生する環境側面に適用する。

また、最高責任者は、適用対象区域内で業務を行う業者に対し、本マニュアルに基づく環境改善活動の取組への協力を要請する。

(1) 適用対象区域

適用対象区域は、次のとおりであり、所在地は三重県職員録に示す。

- ア 本庁舎、栄町庁舎、吉田山会館、鳥居会館、勤労者福祉会館、合同ビル及びアスト 津3階が所在する区域
- イ 桑名庁舎が所在する区域
- ウ 四日市庁舎、北勢児童相談所、保健環境研究所、北勢家畜保健衛生所及び中部近鉄 百貨店6階が所在する区域
- エ 鈴鹿庁舎及び鈴鹿ハンター1階が所在する区域
- オ 津庁舎、児童相談センター、小児心療センターあすなろ学園、安濃ダム管理所、中央家畜保健衛生所、工業研究所、林業研究所及び君ケ野ダム管理所が所在する区域
- カ 松阪庁舎、松阪食肉衛生検査所、南勢家畜保健衛生所、農業研究所、津松阪港管理 分所及び宮川ダム管理事務所が所在する区域
- キ 伊勢庁舎が所在する区域
- ク 志摩庁舎及び水産研究所が所在する区域
- ケ 伊賀庁舎が所在する区域
- コ 尾鷲庁舎が所在する区域
- サ 熊野庁舎及び熊野保健福祉事務所が所在する区域

(2) 適用対象組織

ア 本庁等

①本庁部局 ②職員研修センター ③企業庁 ④病院事業庁 ⑤議会事務局 ⑥監査委員事務局 ⑦人事委員会事務局 ⑧教育委員会事務局 (研修分野を除く) ⑨ 労働委員会事務局 ⑩選挙管理委員会事務局 ⑪海区漁業調整委員会事務局 ⑫内水面漁場管理委員会事務局

イ 桑名庁舎

①桑名県民センター <u>②政策部地域づくり支援室桑名市駐在</u> <u>③</u>桑名県税事務所 ④桑名保健福祉事務所 <u>⑤</u>桑名農政環境事務所 <u>⑥</u>桑名建設事務所

ウ四日市庁舎等

①四日市県民センター ②四日市県税事務所 ③桑名保健福祉事務所福祉相談室 ④児童相談センター(北勢児童相談所) ⑤保健環境研究所 ⑥四日市農林商工環 境事事務所 ⑦北勢家畜保健衛生所 ⑧四日市建設事務所 ⑨北勢流域下水道事務 所 ⑩県土整備部高速道推進北勢プロジェクト ⑪出納局会計支援室地域会計支援 担当四日市駐在

工 鈴鹿庁舎等

①鈴鹿県民センター ②鈴鹿県税事務所 ③鈴鹿保健福祉事務所 ④四日市農林商工環境事務所農政・普及室鈴鹿普及課及び環境室鈴鹿環境課 ⑤鈴鹿建設事務所

才 津庁舎等

①津県民センター ②津総合県税事務所 ③自動車税事務所 ④津保健福祉事務所 ⑤児童相談センター、中勢児童相談所 ⑥こころの健康センター ⑦小児心療セン ターあすなろ学園 ⑧林業研究所 ⑨津農林水産商工環境事務所(安濃ダム管理室 を含む。) ⑩中央家畜保健衛生所(伊賀支所を除く。) ⑪計量検定所 ⑫工業研 究所(津市所在) ⑬津建設事務所(ダム管理室を含む。) ⑭中勢流域下水道事務 所

カ 松阪庁舎等

①松阪県民センター ②松阪県税事務所 ③松阪保健福祉事務所 ④松阪食肉衛生 検査所 ⑤環境森林部森林・林業経営室木材利用グループ松阪市駐在 ⑥松阪農林 商工環境事務所 ⑦病害虫防除所 ⑧南勢家畜保健衛生所 ⑨農業研究所(松阪市 嬉野所在) ⑩中央農業改良普及センター ⑪松阪建設事務所(ダム管理室を含む。)

キ 伊勢庁舎

①伊勢県民センター ②政策部地域づくり支援室<mark>伊勢市駐在</mark> ③伊勢県税事務所 ④伊勢保健福祉事務所 ⑤児童相談センター(南勢志摩児童相談所) ⑥伊勢農林 水産商工環境事務所 ⑦伊勢建設事務所 ⑧出納局会計支援室地域会計支援担当伊 勢駐在

ク 志摩庁舎等

①伊勢保健福祉事務所保健衛生室志摩衛生指導課 ②伊勢農林水産商工環境事務所農村基盤室志摩基盤整備課 ③水産研究所(志摩市浜島町所在) ④志摩建設事務所

ケ 伊賀庁舎

①伊賀県民センター ②伊賀県税事務所 ③伊賀保健福祉事務所 ④児童相談センター (伊賀児童相談所) ⑤伊賀農林商工環境事務所 ⑥中央家畜保健衛生所伊賀支所 ⑦伊賀建設事務所

コ 尾鷲庁舎

①尾鷲県民センター ②政策部東紀州振興プロジェクト(紀北担当) ③紀州県税 事務所 ④尾鷲保健福祉事務所 ⑤児童相談センター(紀州児童相談所) ⑥尾鷲 農林水産商工環境事務所 ⑦尾鷲建設事務所

サ 熊野庁舎等

①熊野県民センター ②政策部東紀州振興プロジェクト(紀南担当) ③紀州県税事務所税務室紀南県税課 ④熊野保健福祉事務所 ⑤熊野農林商工環境事務所 ⑥紀州家畜保健衛生所 ⑦熊野建設事務所 ⑧出納局会計支援室地域会計支援担当熊野駐在

(3) 適用対象者

職員(正規職員、出向員、嘱託員、業務補助職員)及び適用対象区域内に常駐し、業務を行う委託作業者